

# 豊科東小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

豊科東小学校は、いじめが学ぶ意欲を損ない、心身の健全な成長に重大な影響を与える、生命身体に重大な危険を生じさせることを認識して、本校が行う授業づくり、学校・学級づくり・仲間づくりを通して、自他の大切さを認めることができる人格を育成するとともに、地域や集団の一員として具体的な態度や行動に現すことができる力を育成する。

【見る】児童の様子をよく見る。

普段との違い、人権的な視点での関係、力関係や役割を個々に把握する。

【分かる】児童の考え方や気持ちを知る。

直接児童と話したり、児童の書いたものを読んだりして、分かる。

【共有する】職員や保護者からの情報を共有する。

## 2 いじめ早期発見のための取り組み

### (1) 毎日の取り組み

#### ①健康観察

- 朝の健康観察で、一人ずつ名前を呼びながら表情、声色を見る。

#### ②学級の時間等で、児童と一緒に遊び、児童の人間関係を見とる。

#### ③休み時間に児童と遊ぶまたは、見守る

- 児童の友達関係、表情、話の様子を観察する。

#### ④清掃の時間中の見回り

- 児童だけになる時間を注意して見る。

#### ⑤児童同士のいさかいが起こったときに記録する。

- 5W1H（いつ、どこで、誰が、何をどのように）を記録する。

#### ⑥保健室の利用頻度

- 誰がどれくらい保健室に行くか、滞在時間はどれくらいかを記録する。

#### ⑦日記

- 児童の日記から、出来事、行動、気持ちを把握する。

#### ⑧連絡帳

- 保護者との連絡を密にし、保護者と連携し合って、児童の変化に対応する。

### (2) 定期的な取り組み

#### ①児童との個別懇談

- 学期末に、朝読書の時間を使って、個別で面談を行う。通知表を見せながら学習面や生活面のがんばりを伝える。児童からも話を聞く。

#### ②授業

- ワークシートの感想や、発言の様子に注目する。

#### ③作文

- いろいろなテーマで短作文を書く授業で、時々、「いやだったこと」「悲しかったこと」などのテーマを出す。

#### ④相談しやすい場作り

- 休み時間や放課後などにお話タイムをとり、話したいことのある児童は良いこともそうでないことも話せる時間を確保する。

⑤アンケート

- ・毎年行っている生徒指導のいじめアンケートを継続していく。データを残していく。(性教育アンケート、QU、学校評価アンケート)

⑥職員同士の研修・情報交換

- ・QUアンケートをもとにした職員研修。児童への具体的なアプローチの仕方を学び合う。
- ・休み時間、連学年会の時間を利用して職員同士で情報交換をし、児童の姿を様々な面から捉える。また、専科、児童会・クラブの担当職員と情報交換をする。
- ・職員会、教務会、支援委員会、連学年会等で、各クラスの状況や気になる児童についての支援の仕方を相談し合う。
- ・豊科地区5校人権教育研究集会への参加。
- ・PTA人権教育講演会の企画・運営、参加・研修。

⑦保護者との懇談

- ・家庭訪問、個別懇談、教育相談を通して、児童の様子を把握する。

⑧スクールカウンセラーの利用

- ・児童や保護者にスクールカウンセラーを紹介し、悩み事について支援できるようにする。

⑨保健室の利用

- ・保健室は体や心の悩みを相談できる場所として紹介する。

⑩なかよし旬間の取り組み

- ・人権教育の推進
- ・人権尊重作文の応募
- ・なかよし新聞の発行、なかよし放送の実施
- ・人権にかかわる事項（いじめ・仲間はずれ・仲間はずし・いのち等）への職員の共通理解

⑪基本方針の周知・広報

- ・校長講話、学級懇談会、学校だより、学年だより、PTA講演会等での広報により、児童の状況を知らせる。

### 3 いじめ防止につながる指導・取り組み

(1) 自己有用感や自己肯定感を育む

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。

①みんなの願いや思いを受けとめ、役割を果たしながら実現する学級活動

②みんな一緒にたらく清掃

③地域の人との出会いを通して地域の知恵や文化に触れる「地域連携」

④異年齢の子どもたちと遊んだり活動したりして、年少の子、年長の子それぞれの持ち味にふれる  
「縦割り班活動」

⑤すすんで地域に学習の場を求め、ひと、こと、ものに繰り返し関わり、学ぶ楽しさを実感し、自らの生き方を問い合わせることができる「生活科・総合的な学習の時間」

⑥みんなに貢献したり、生活の向上を目指すために児童自らが考えたりする「児童会活動」

⑦自分の、そして友達の命の大切さを実感する「性教育」

⑧機会あるごとに自分の存在がいかに大事かをくり返し伝えてもらう「家庭の協力」

社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

- ①保小連携、小中連携（授業研究、学級づくり、生徒指導、特別支援など）

## （2）いじめに向かわない態度・能力の育成

社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ①本に親しみ読書の楽しさを味わう 「朝読書」  
②担任・司書からの読み聞かせ 「図書の時間」  
③視点「②主として他の人とのかかわりに関すること」「④主として集団や社会とのかかわりに関するこ
- と」を大切にした「道徳の時間」  
④仲良し旬間で友達について考えることのできる「図書紹介」「標語作り」「仲良し作文放送」  
⑤地域の人との出会いを通して地域の知恵や文化に触れる「地域連携」  
⑥異年齢の子どもたちと遊んだり活動したりして、年少の子、年長の子それぞれの持ち味にふれる  
「縦割り班活動」  
⑦すすんで地域に学習の場を求め、ひと、こと、ものに繰り返し関わり、学ぶ楽しさを実感し、自  
らの生き方を問い合わせができる「生活科・総合的な学習の時間」

## （3）いじめが生まれる背景と指導上の注意

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切に  
した分かりやすい授業づくりを進めていく。

- ①全職員が日常の授業を見合い、子どもの姿を振り返ることによる授業改善  
②授業の見とどけから、1時間に学ぶことを子どもと共に明確化  
③1時間の授業の中のメリハリ（グループ学習、一斉学習、個別学習）

学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。

- ①クラスみんなで遊ぶ事を基本とし、学級づくり・体力づくりを進める「わくわくタイム」  
②みんなの願いや思いを受けとめ、役割を果たしながら実現する学級活動  
③「願い」「目的」「相手意識」を持って響かせ合う歌声

ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで  
発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ①個別の懇談を通し、いじめている側の児童の背後に何があるのかを探り、その気持ちに寄り添い、  
よりよい解決法を共に見出していく。

## （4）いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議  
で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

①仲良し匂間の際にいじめについての職員研修を行う。(PTA 講演会も含む)

②教師の姿そのものが児童に与える影響の重大性を認識し、教師自身の人権感覚をみがく。

児童生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

①校長講話・生徒指導係からの話など

②子どもたちが具体的に取り組める活動を探る。

③児童会でいじめとは何かについて話し合う機会を持つ。

児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。

①「いじめはいけない」と頭で理解するだけでなく、児童と共に何がいじめにあたるのかより分かりやすく具体例を考える。

#### (5) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。

①児童会活動での公約等を生かす

### 4 いじめ防止対策委員会

#### (1) 校内委員会

○この会は、児童間の行為がいじめであるという判断に迷う場合と、いじめが児童や家庭への影響が大きいと判断される場合に開かれる。

校長・教頭・生徒指導主任・当該学級担任・当該学年主任・専科・養護教諭・(学級 PTA 会長)

#### (2) 拡大委員会

○この会は、年1回の定例会をもつ。

○この会は、いじめが児童や家庭、社会への影響がかなり大きいと判断される場合に開かれる。

上記メンバーに、安曇野警察・児童相談所・主任児童委員・スクールカウンセラー・PTA 会長を加える。また、ネット上のいじめには、必要に応じて警察署や法務局とも連携して対応する。

### 5 いじめの重大事態への対応について

○対応に当たっては、以下の手順に沿いながら被害児童に寄り添って対応する。

(1) 欠席の継続など、重大事態へ至ることが予測される場合には、早い段階から教育委員会へ報告相談を行い、情報を共有する。

(2) 重大事態が発生した場合には、教育委員会と連携しながら調査を行う。その際、被害児童とその保護者、加害児童とその保護者へ調査方針の説明を丁寧に行う。

(3) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 被害児童とその保護者に調査結果の説明を行う。

(5) 加害児童とその保護者へ情報提供と説明を行う。

(6) 重大事態の調査結果の公表を検討する。

# いじめ対応フローチャート

豊科東小学校

